

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る行政相談

2. 日時：令和3年6月30日（水）13時10分～13時30分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室  
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤安全審査官、島村主任安全審査官、木村管理官補佐、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他5名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー  
他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その7）（令和3年1月25日付け認可）に関して、原子炉等規制法第27条第2項ただし書きに規定する設計及び工事の計画の軽微な変更として、津波防護壁ゲート本体の材料規格の変更に係る届出を検討している旨説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下の点について伝えた。

（1）変更後の材料は、変更前のものと日本産業規格の番号が異なり製造方法も異なるものとなるが、材料の変更前後で既認可の申請書における安全性の内容に変更がないことから、保全上支障がない旨を説明すること。

（2）なお、上記（1）の説明を受けた上で、原子力規制庁内で検討し回答する。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配付資料

資料 設工認（その7）に係るゲート本体の材料規格の軽微な変更